

年末調整計算シート(令和8年用)

(フリガナ) 氏 名		備考	

扶養控除及び障害者控除等	源泉控除対象親族	区分	人数(人)	控除額(円)	区分	人数等(人)	控除額(円)
		一般の控除対象扶養親族	①		一般の障害者	⑤	
		特定扶養親族	②		同居特別障害者以外の特別障害者	⑥	
		特定親族	控除額は特定親族特別控除申告書に基づき⑱欄に直接入力		同居特別障害者	⑦	
		同居老親等	③		寡婦・ひとり親の該当	⑧	
		同居老親等以外の老人扶養親族	④		勤労学生の該当	⑨	

年 末 調 整	区分		金額(円)	税額(円)
	給料・手当等		①	③
	賞与等		④	⑥
	計		⑦ 0	⑧ 0
	給与所得控除後の給与等の金額		⑨ 0	所得金額調整控除の適用の有無 【
	所得金額調整控除額		⑩ 0	
	給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)		⑪ 0	
	社会保険料等控除額	給与等からの控除分	⑫	配偶者の合計所得金額 (円)
		申告による社会保険料の控除分	⑬	
		申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭	
	生命保険料の控除額		⑮	旧長期損害保険料支払額 (円)
	地震保険料の控除額		⑯	
	配偶者(特別)控除額		⑰	⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額 (円)
	特定親族特別控除額		⑱	
	扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額		⑲ 0	⑬のうち国民年金保険料等の金額 (円)
	基礎控除額		⑳	
	所得控除額の合計額		㉑ 0	
	差引課税給与所得金額及び算出所得税額		㉒ 0	㉓ 0
	住宅借入金等特別控除額			㉔
	年調所得税額			㉕ 0
	年調年税額(㉕×102.1%)			㉖ 0
	差引超過額又は不足額			㉗ 0
	超過額の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額		㉘
		未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		㉙
		差引還付する税額		㉚
		同上のうち	本年中に還付する金額	㉛
			翌年において還付する金額	㉜
	不足額の精算	本年最後の給与から徴収する金額		㉝
		翌年に繰り越して徴収する金額		㉞

集計シート

メモ欄

区分	月区分	支給月日	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等 控除後の給与 等の金額	扶養親族 等の数	算出税額	年末調整に よる過不足 税額	差引徴収税額
給料・手当等	1				0				0
	2				0				0
	3				0				0
	4				0				0
	5				0				0
	6				0				0
	7				0				0
	8				0				0
	9				0				0
	10				0				0
	11				0				0
	12				0				0
	計		0	0	0		0	0	0
賞与等					0				0
					0				0
					0				0
					0				0
	計		0	0	0		0	0	0

入力のしかた(計算シート①)

計算シートの 該当欄等	用語の意味	入力のしかた
源泉控除対象親族	「源泉控除対象親族」とは、控除対象扶養親族又は特定親族のうち合計所得金額が100万円以下の人のいずれかに該当する人をいいます。 ※ 「控除対象扶養親族」とは。 ※ 「特定親族」とは。 ※ 「合計所得金額」とは。	—
控除対象扶養親族	「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、次の(1)、(2)のいずれかに該当する人をいいます。 (1) 居住者(国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人)のうち、年齢16歳以上の人(平成23年1月1日以前に生まれた人) (2) 非居住者(居住者以外の個人)のうち、 ① 年齢16歳以上30歳未満の人(平成9年1月2日から平成23年1月1日までの間に生まれた人) ② 年齢70歳以上の人(昭和32年1月1日以前に生まれた人) ③ 年齢30歳以上70歳未満の人(昭和32年1月2日から平成9年1月1日までの間に生まれた人)のうち、次のいずれかに該当する人 イ 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人 ロ 障害者 ハ 所得者から本年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人 ※ 「扶養親族」とは。	—
扶養親族	「扶養親族」とは、従業員と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が62万円以下の人をいいます。 ※ 「生計を一にする」とは。 ※ 「合計所得金額」とは。	—
一般の控除対象扶養親族【(A)欄】	「一般の控除対象扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、「特定扶養親族」、「同居老親等」、「同居老親等以外の老人扶養親族」のいずれにも該当しない人をいいます。 ※ 「控除対象扶養親族」とは。 ※ 「特定扶養親族」とは。 ※ 「同居老親等」とは。 ※ 「同居老親等以外の老人扶養親族」とは。	従業員から提出を受けた『扶養控除等(異動)申告書』の内容を確認し、そこに記載されている一般の控除対象扶養親族の合計人数(申告書の「源泉控除対象親族」欄の人のうち、「同居老親等」、「その他」、「特定扶養親族」、「特定親族」のいずれにもチェックが付されていない人の合計人数)を入力してください。 ※ 申告書の該当箇所を見る。
特定扶養親族【(B)欄】	「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(平成16年1月2日から平成20年1月1日までの間に生まれた人)をいいます。 ※ 「控除対象扶養親族」とは。	従業員から提出を受けた『扶養控除等(異動)申告書』の内容を確認し、そこに記載されている特定扶養親族の合計人数(申告書の「源泉控除対象親族」欄の「特定扶養親族」にチェックが付された人の合計人数)を入力してください。 (注)「特定親族」に該当する親族を含めないよう注意してください ※ 申告書の該当箇所を見る。

計算シートの 該当欄等	用語の意味	入力のしかた
特定親族	「特定親族」とは、従業員と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満(平成16年1月2日から平成20年1月1日までの間に生まれた人)の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が62万円超123万円以下である人をいいます。 (注)「特定親族」のうち、合計所得金額が100万円以下の人は源泉控除対象親族に該当することとなります。 ※ 「生計を一にする」とは。 ※ 「合計所得金額」とは。 ※ 「源泉控除対象親族」とは。	特定親族について、特定親族特別控除を受ける場合には、従業員から提出を受けた『特定親族特別控除申告書』の内容を確認し、控除額を⑩欄に入力してください。 ※ 申告書の該当箇所を見る。
同居老親等【◎欄】	「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、従業員又はその配偶者(以下「従業員等」といいます。)の直系尊属(父母や祖父母などをいいます。)で従業員等のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。 ※ 「老人扶養親族」とは。	従業員から提出を受けた『扶養控除等(異動)申告書』の内容を確認し、そこに記載されている同居老親等の合計人数(申告書の「源泉控除対象親族」欄の「同居老親等」にチェックが付された人の合計人数)を入力してください。 ※ 申告書の該当箇所を見る。
老人扶養親族	「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人(昭和32年1月1日以前に生まれた人)をいいます。 ※ 「控除対象扶養親族」とは。	—

計算シートの 該当欄等	用語の意味	入力のかた
同居老親等以外の 老人扶養親族【⑩ 欄】	「同居老親等以外の老人扶養親族」とは、老人扶養親族のうち、同居老親等（従業員又はその配偶者（以下「従業員等」といいます。）の直系尊属（父母や祖父母などをいいます。）で従業員等のいずれかとの同居を常況としている人）以外の人をいいます。 ※ <u>「老人扶養親族」とは。</u>	従業員から提出を受けた『扶養控除等（異動）申告書』の内容を確認し、そこに記載されている同居老親等以外の老人扶養親族の合計人数（申告書の「源泉控除対象親族」欄の「その他」にチェックが付された人の合計人数）を入力してください。 ※ <u>申告書の該当箇所を見る。</u>
一般の障害者【⑥ 欄】	「一般の障害者」又は「同居特別障害者以外の特別障害者」とは、従業員本人やその同一生計配偶者、扶養親族で、次のいずれかに該当する人（同居特別障害者に該当する人を除きます。）をいいます。 (1) 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人【これに該当する人は、全て特別障害者】 (2) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から知的障害者と判定された人【このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者】 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人【このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者】 (4) 身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されている人【このうち、障害の程度が1級又は2級である者として記載されている人は、特別障害者】 (5) 戦傷病者特別援護法の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている人【このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者】 (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人【これに該当する人は、全て特別障害者】 (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する人【これに該当する人は、全て特別障害者】 (8) 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人（昭和37年1月1日以前に生まれた人）で、その障害の程度が上記の(1)、(2)又は(4)に該当する人と同程度である人として市町村長、特別区の区長や福祉事務所長の認定を受けている人【このうち、上記の(1)、(2)又は(4)に掲げた特別障害者と同程度の障害のある人として市町村長等の認定を受けている人は、特別障害者】 ※ <u>「同一生計配偶者」とは。</u> ※ <u>「扶養親族」とは。</u> ※ <u>「同居特別障害者」とは。</u>	従業員から提出を受けた『扶養控除等（異動）申告書』の内容を確認し、そこに記載されている一般の障害者の合計人数を入力してください。 ※ <u>申告書の該当箇所を見る。</u>
同居特別障害者以 外の特別障害者【⑦ 欄】	※ <u>「同一生計配偶者」とは。</u> ※ <u>「扶養親族」とは。</u> ※ <u>「同居特別障害者」とは。</u>	従業員から提出を受けた『扶養控除等（異動）申告書』の内容を確認し、そこに記載されている同居特別障害者以外の特別障害者（申告書の「特別障害者」）の合計人数を入力してください。 ※ <u>申告書の該当箇所を見る。</u>

計算シートの 該当欄等	用語の意味	入力のしかた
同居特別障害者【㉔欄】	「同居特別障害者」とは、同一生計配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、従業員、従業員の配偶者又は従業員と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。 ※ 「<u>同一生計配偶者</u>」とは。 ※ 「<u>扶養親族</u>」とは。 ※ 「<u>特別障害者</u>」とは。 ※ 「<u>生計を一にする</u>」とは。	従業員から提出を受けた『扶養控除等（異動）申告書』の内容を確認し、そこに記載されている同居特別障害者の合計人数を入力してください。 ※ <u>申告書の該当箇所を見る。</u>
同一生計配偶者	「<u>同一生計配偶者</u>」とは、従業員と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が62万円以下の人をいいます。 ※ 「<u>生計を一にする</u>」とは。 ※ 「<u>合計所得金額</u>」とは。	—
寡婦・ひとり親の該当【㉕欄】	「寡婦」とは、従業員本人で、次の(1)、(2)のいずれかに該当する人をいいます（ひとり親に該当する人を除きます。）。 (1) 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、次のイ、ロ及びハのいずれにも該当する人 イ 扶養親族を有すること。 ロ 合計所得金額が500万円以下であること。 ハ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。 (2) 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人で、次のイ及びロのいずれにも該当する人 イ 合計所得金額が500万円以下であること。 ロ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。 「ひとり親」とは、従業員本人で、現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する人をいいます。 (1) その人と生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除き、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が62万円以下の子に限り、）を有すること。 (2) 合計所得金額が500万円以下であること。 (3) その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。 ※ 「<u>生計を一にする</u>」とは。 ※ 「<u>同一生計配偶者</u>」とは。 ※ 「<u>扶養親族</u>」とは。 ※ 「<u>合計所得金額</u>」とは。	従業員から提出を受けた『扶養控除等（異動）申告書』の内容を確認し、本人が寡婦に該当する旨が記載されている（申告書の「寡婦」にチェックがある）場合には「寡婦」を、本人がひとり親に該当する旨が記載されている（申告書の「ひとり親」にチェックがある）場合には「ひとり親」を入力（選択）してください。 ※ <u>申告書の該当箇所を見る。</u>

計算シートの 該当欄等	用語の意味	入力のしかた
勤労学生の該当【①欄】	「勤労学生」とは、従業員本人で、次の全てに該当する人をいいます。 (1) 次に掲げる学校等の児童、生徒、学生又は訓練生であること。 ① 学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校 ② 国、地方公共団体、学校法人、準学校法人、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構、日本赤十字社、商工会議所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合連合会、社会福祉法人、宗教法人、一般社団法人、一般財団法人、医療事業を行う農業協同組合連合会、医療法人、文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校又は各種学校(以下「専修学校等」といいます。)を設置する者の設置した専修学校等で、職業に必要な技術の教授をするなど一定の要件に該当する課程を履修させるもの ③ 認定職業訓練を行う職業訓練法人で、一定の要件に該当する課程を履修させるもの (2) 合計所得金額が89万円以下であること。 (3) 合計所得金額のうち給与所得等以外の所得金額が10万円以下であること。 ※ 「合計所得金額」とは。	従業員から提出を受けた『扶養控除等(異動)申告書』の内容を確認し、本人が勤労学生に該当する旨が記載されている(申告書の勤労学生にチェックがある)場合には「該当」を入力(選択)してください。 ※ 申告書の該当箇所を見る。
生計を一にする	「生計を一にする」とは、日常の生活の資を共にすることをいいます。 ※必ずしも同居を要件とするものではありませんので、例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。	—
合計所得金額	「合計所得金額」とは、次の(1)と(2)の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。 (1) 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益通算後の金額) (2) 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の2分の1の金額 ただし、一定の繰越控除を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。 ※申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。 ※ 各所得の概要(国税庁ホームページヘルプ)。	—

入力のしかた(計算シート②)

計算シートの該当欄	入力のしかた
給料・手当等【①・③欄】	令和8年分の毎月の給与の合計額を①欄に、その給与から徴収した税額の合計額を③欄に入力してください。 (注)年間の給与等の総額が2,000万円を超える場合、年末調整の対象とはなりません。このため、計算シート①欄と④欄の合計が2,000万円を超える入力できません。 ※ 源泉徴収簿の該当箇所を見る。
賞与等【④・⑥欄】	令和8年分の賞与の合計額を④欄に、その賞与から徴収した税額の合計額を⑥欄に入力してください。 (注)年間の給与等の総額が2,000万円を超える場合、年末調整の対象とはなりません。このため、計算シート①欄と④欄の合計が2,000万円を超える入力できません。 ※ 源泉徴収簿の該当箇所を見る。
所得金額調整控除の適用の有無	従業員から提出を受けた『所得金額調整控除申告書』の記載内容を確認し、所得金額調整控除の適用の有無を入力(選択)してください。この欄の入力が漏れると、所得金額調整控除の適用が無いものとして税額が計算されるため、注意してください。 ※ 申告書の該当箇所を見る。
配偶者の合計所得金額	従業員から提出を受けた『配偶者控除等申告書』の内容を確認し、そこに記載されている配偶者の合計所得金額の見積額(申告書の「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」)を入力してください。 (注1)配偶者の合計所得金額の見積額が133万円を超える場合には、配偶者(特別)控除の適用を受けることはできないため、この欄の入力は不要です。 (注2)配偶者(特別)控除の金額は、従業員本人の合計所得金額と、配偶者の合計所得金額・年齢によって異なります。この計算シートにおいては、計算シート⑪欄に入力した配偶者(特別)控除額と、計算シート「配偶者の合計所得金額」欄に入力した金額との関係が正しくない場合に、エラーメッセージを表示しています。このため、従業員本人の合計所得金額や配偶者の年齢からの判定(エラーメッセージの表示)は行っていないので、従業員から提出を受けた『配偶者控除等申告書』の記載内容を確認の上、計算シートの⑪欄及び「配偶者の合計所得金額」欄を入力してください。 ※ 申告書の該当箇所を見る。 ※ エラーメッセージについて。
旧長期損害保険料支払額	従業員から提出を受けた『保険料控除申告書』の内容を確認し、従業員が本年中に支払った旧長期損害保険料の合計額(申告書の「Aのうち旧長期損害保険料の金額の合計額」)を入力してください。 ※ 申告書の該当箇所を見る。
⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額	従業員に対し本年中に支払った給与等から控除した小規模企業共済等掛金の合計額を入力してください。

計算シートの該当欄	入力のしかた
⑬のうち国民年金保険料等の金額	従業員から提出を受けた『保険料控除申告書』の内容を確認し、従業員が本年中に支払った国民年金の保険料又は国民年金基金の掛金の合計額を入力してください。 ※ 申告書の該当箇所を見る。
社会保険料等控除額のうち、給与等からの控除分【⑫欄】	従業員に対し本年中に支払った給与等から控除した社会保険料の合計額を入力してください。 ※ 源泉徴収簿の該当箇所を見る。
社会保険料等控除額のうち、申告による社会保険料の控除分【⑬欄】	従業員から提出を受けた『保険料控除申告書』の内容を確認し、従業員が本年中に支払った社会保険料の合計額（申告書の「社会保険料控除」欄の「合計（控除額）」）を入力してください。 ※ 申告書の該当箇所を見る。
社会保険料等控除額のうち、申告による小規模企業共済等掛金の控除分【⑭欄】	従業員から提出を受けた『保険料控除申告書』の内容を確認し、従業員が本年中に支払った小規模企業共済等掛金の合計額（申告書の「小規模企業共済等掛金控除」欄の「合計（控除額）」）を入力してください。 ※ 申告書の該当箇所を見る。
生命保険料の控除額【⑮欄】	従業員から提出を受けた『保険料控除申告書』の内容を確認し、生命保険料控除の控除額（申告書の「生命保険料控除額計（㊦＋㊧＋㊨）（最高120,000円）」）を入力してください。 ※ 申告書の該当箇所を見る。
地震保険料の控除額【⑯欄】	従業員から提出を受けた『保険料控除申告書』の内容を確認し、地震保険料控除の控除額（申告書の「地震保険料控除額（最高50,000円）」）を入力してください。 ※ 申告書の該当箇所を見る。
配偶者（特別）控除額【⑰欄】	従業員から提出を受けた『配偶者控除等申告書』の内容を確認し、配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を入力（選択）してください。 （注1）計算シートの入力においては、この欄より先に、右の「配偶者の合計所得金額」を入力してください。これにより、配偶者の合計所得金額等に応じた配偶者（特別）控除額がリストとして表示されますので、申告書に記載された控除額を選択してください。 （注2）配偶者（特別）控除の金額は、従業員本人の合計所得金額と、配偶者の合計所得金額・年齢によって異なります。この計算シートにおいては、計算シート⑰欄に入力した配偶者（特別）控除額と、計算シート「配偶者の合計所得金額」欄に入力した金額との関係が正しくない場合に、エラーメッセージを表示しています。従業員本人の合計所得金額や配偶者の年齢からの判定（エラーメッセージの表示）は行っていないので、従業員から提出を受けた『配偶者控除等申告書』の記載内容を確認の上、計算シート⑰欄及び「配偶者の合計所得金額」欄を入力してください。 ※ 申告書の該当箇所を見る。 ※ エラーメッセージについて。

計算シートの該当欄	入力のしかた
特定親族特別控除額【⑱欄】	従業員から提出を受けた『特定親族特別控除申告書』の内容を確認し、特定親族特別控除の額（特定親族を複数有する場合は合計した額）を入力してください。 ※ 申告書の該当箇所を見る。
基礎控除額【㉓欄】	従業員から提出を受けた『基礎控除申告書』の内容を確認し、基礎控除の額を入力（選択）してください。 ※ 申告書の該当箇所を見る。
住宅借入金等特別控除額【㉔欄】	従業員から提出を受けた『住宅借入金等特別控除申告書』の内容を確認し、住宅借入金等特別控除額を入力してください。 （注）控除額は、従業員がその住宅を居住の用に供した年等に応じて定められており、最大60万円です。また、申告書に従い控除額を計算した結果100円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。 ※ 申告書の該当箇所を見る。
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額【㉕欄】	差引超過額のうち、本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額を入力してください。
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額【㉙欄】	差引超過額のうち、未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額を入力してください。
本年中に還付する金額【㉚欄】	差引超過額のうち、本年中に還付する金額を入力してください。
本年最後の給与から徴収する金額【㉛欄】	差引不足額のうち、本年最後の給与から徴収する金額を入力してください。

計算シートの該当欄	入力のしかた
エラーメッセージ① 「『配偶者の合計所得金額』を入力してください。」 エラーメッセージ② 「『配偶者の合計所得金額』と『配偶者（特別）控除額（⑰欄）』の金額が対応していません。受理した配偶者控除等申告書の内容を確認してください。」	【エラーメッセージ①:「『配偶者の合計所得金額』を入力してください。】 計算シート⑰欄が入力されているが、右の「配偶者の合計所得金額」欄が入力されていない場合には、「『配偶者の合計所得金額』を入力してください。」というエラーメッセージが表示されます。 従業員から提出を受けた『配偶者控除等申告書』の内容を確認し、「配偶者の合計所得金額」を入力してください。 【エラーメッセージ②:「『配偶者の合計所得金額』と『配偶者（特別）控除額（⑰欄）』の金額が対応していません。受理した配偶者控除等申告書の内容を確認してください。】 計算シート⑰欄に入力した金額と、右の「配偶者の合計所得金額」の関係が対応しない場合に、「『配偶者の合計所得金額』と『配偶者（特別）控除額（⑰欄）』の金額が対応していません。受理した配偶者控除等申告書の内容を確認してください。」というエラーメッセージが表示されます。 従業員から提出を受けた『配偶者控除等申告書』の記載内容を再度確認し、正しい「配偶者（特別）控除の金額」や「配偶者の合計所得金額」を入力してください。 （注）配偶者（特別）控除の金額は、従業員本人の合計所得金額と、配偶者の合計所得金額・年齢によって異なります。この計算シートにおいては、計算シート⑰欄に入力した配偶者（特別）控除額と、計算シート「配偶者の合計所得金額」欄に入力した金額が対応しない場合に、エラーメッセージを表示しています。従業員本人の合計所得金額や配偶者の年齢からの判定（エラーメッセージの表示）は行っていないので、従業員から提出を受けた『配偶者控除等申告書』の記載内容を確認の上、計算シート⑰欄及び「配偶者の合計所得金額」欄を入力してください。 ※ 計算シート⑰欄と「配偶者の合計所得金額」欄の対応を見る。

入力のしかた(集計シート)

集計シートの該当欄等	入力のしかた
支給月日	給料・手当・賞与等を支給した月日を入力してください。
総支給金額	支給月日に支給した給料・手当・賞与等の金額を入力してください。
社会保険料等の控除額	従業員等に対して支払った給与等から控除した社会保険料等の金額を入力してください。
扶養親族等の数	「扶養親族等の数」を入力してください。 「扶養親族等の数」とは、源泉控除対象配偶者と源泉控除対象扶養親族との合計数をいいます。また、給与等の支払を受ける人が、障害者(特別障害者を含みます。)、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算し、その人の同一生計配偶者や扶養親族(年齢16歳未満の人を含みます。))のうちに障害者(特別障害者を含みます。))又は同居特別障害者に該当する人がいる場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算した数を扶養親族等の数とします。 ※「扶養親族等の数」の説明(源泉徴収税額表)を見る。
算出税額	社会保険料等控除後の給与等の金額及び扶養親族等の数を基に、給与所得の源泉徴収税額表において該当する税額を入力してください。 ※ 源泉徴収税額表を見る。
年末調整による過不足税額	年末調整によって生じた差引超過額は「マイナス」で、不足額は「プラス」で入力してください。

令和8年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

扶

所轄税務署長等	給与の支払者の名称（氏名）	（フリガナ） あなたの氏名	あなたの生年月日	明・大・昭 平・金	年 月 日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出（該当している場合には、○印を付けてください。）
税務署長	給与の支払者の法人（個人）番号	あなたの個人番号	世帯主の氏名	あなたの続柄		
市区町村長	給与の支払者の所在地（住所）	あなたの住所又は居所（郵便番号 - ）	配偶者の有無	有・無		

以下の各欄に記載する親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、上記の各欄に記載して給与の支払者に提出してください。

区分等	（フリガナ）氏名	個人番号	老人扶養親族（前32.1.1以前生） 特定扶養親族・特定親族（2011.1.1）	令和8年中の所得の見積額	非居住者である親族（注1） 生計を一にする事実 （該当する場合は○印を付けてください。）	住所又は居所	異動月日及び事由 （令和8年中に異動があった場合に記載してください。 （以下同じです。））
A 源泉控除対象配偶者	「控除対象扶養親族」の人数の合計を計算シート④欄に入力		入力に戻る	円	「特定扶養親族」の人数の合計を計算シート⑩欄に入力	入力に戻る	
B 源泉控除対象親族（16歳以上） （平23.1.1以前生）	1	明・大・昭・平	☐ 同居老親等 ☐ その他 ☐ 特定扶養親族 ☐ 特定親族	円	「同居老親等」の人数の合計を計算シート⑨欄に、「その他」（同居老親等以外の老人扶養親族）の人数の合計を計算シート⑪欄に入力	入力に戻る	
	2	明・大・昭・平	☐ 同居老親等 ☐ その他 ☐ 特定扶養親族 ☐ 特定親族	円			
	3	明・大・昭・平	☐ 同居老親等 ☐ その他 ☐ 特定扶養親族 ☐ 特定親族	円			
	4	明・大・昭・平	☐ 同居老親等 ☐ その他 ☐ 特定扶養親族 ☐ 特定親族	円			
C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	☐ 障害者 区分 該当者 本人 一生計配偶者 扶養親族（注2） 一般の障害者 (人) 特別障害者 (人) 同居特別障害者 (人)	☐ 寡婦 ひとり親 勤労学生	障害者又は勤労学生の内容（この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の9をお読みください。）		異動月日及び事由		
D 他の所得者が	氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由		
	明・大・昭・平・金	明・大・昭・平・金	明・大・昭・平・金	明・大・昭・平・金	入力に戻る		

この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するもので、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。
 この申告書の記載に当たっては、裏面の「1 申告についてのご注意」等をお読みください。

記載のしかたはこちら



「一般の障害者」の人数の合計を計算シート⑤欄に、「特別障害者」の人数の合計を計算シート⑥欄に、「同居特別障害者」の人数の合計を計算シート⑦欄に入力	入力に戻る	「寡婦」又は「ひとり親」にチェックがある場合は計算シート⑪欄に「寡婦」又は「ひとり親」を、「勤労学生」にチェックがある場合は計算シート①欄に「該当」を入力	入力に戻る						
退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族	（フリガナ）氏名	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族（該当する項目にチェックを付けてください。）	令和8年中の所得の見積額（※）	異動月日及び事由	※ 「令和8年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。
	明・大・昭・平・金	明・大・昭・平・金	明・大・昭・平・金	明・大・昭・平・金	明・大・昭・平・金	☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者	円	☐ 一般 ☐ 特別	寡婦又はひとり親 ☐ 寡婦 ☐ ひとり親

※ 申告書の記載内容に誤りがないか確認の上、年末調整の計算を行ってください。

令和8年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名 称 (氏 名)	(フリガナ) あなたの氏名
税務署長	給与の支払者の 法 人 番 号	あなたの住所 又は 居 所
	給与の支払者の 所 在 地 (住 所)	

記載のしかたはこちら



基・配・
特・所

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		(注) 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円

あなたの本年中の合計所得金額の見積額
((1)と(2)の合計額) 円

○ 控除額の計算 (注) 所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合には、これらの控除の控除後の金額を記載してください。

判 定	区 分 I	区 分 II
区 分 I	☐ 489万円以下	104万円
	☐ 489万円超 655万円以下 (A)	67万円
	☐ 655万円超 900万円以下	62万円
	☐ 900万円超 950万円以下 (B)	
区 分 II	☐ 950万円超 1,000万円以下 (C)	
	☐ 1,000万円超 2,350万円以下	
	☐ 2,350万円超 3,400万円以下	

基本控除の額 円

※ 「区分 I」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

○ 特定親族の氏名等 (注) 「特定親族」に該当するかは、裏面の 3-1 の(1)をご確認ください。

特定親族の氏名	特定親族の個人番号	あなたと特定親族の生年月日 (平16.1.2生～平20.1.1生)	あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者である特定親族の生計を一にする事実	特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額
1		平成 年 月 日			円	円
2		平成 年 月 日			円	円

○ 控除額の計算 ※ 「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	62万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

要 件	☐ あなた自身が特別障害者 ^(注2) (右の★欄のみを記載)	★ 特別障害者に該当する事実 ☐ 扶養控除等申告書のとおり
	☐ 同一生計配偶者 ^(注2) が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)	
(注1)	☐ 扶養親族 ^(注2) が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)	扶養親族等 (フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名
	☐ 扶養親族が年齢23歳未満 (平16.1.2以後生) (右の☆欄のみを記載)	

(注) 1 「要件」欄の 2 以上の項目に該当する場合は、いずれか 1 つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。
2 「特別障害者」、「同一生計配偶者」及び「扶養親族」に該当するかは、裏面の 4-1 の(4)をご確認ください。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

※ 申告書の記載内容に誤りがないか確認の上、年末調整の計算を行ってください。

令和8年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名
	給与の支払者の 法人番号	
税務署長	給与の支払者の 所在地(住所)	あなたの住所 又は居所

記載のしかたはこちら



基・配・
特・所

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	取入金額	所得金額
(1) 給与所得		(注) 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

(注) 所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合には、これらの控除の控除後の金額を記載してください。

○ 控除額の計算

所得の種類	取入金額	所得金額
□ 489万円以下	104万円	基礎控除の額
□ 489万円超 655万円以下 (A)	67万円	(左のA～Cを記載)
□ 655万円超 900万円以下	62万円	基礎控除の額
□ 900万円超 950万円以下 (B)		
□ 950万円超 1,000万円以下 (C)	48万円	
□ 1,000万円超 2,350万円以下	32万円	
□ 2,350万円超 2,400万円以下	16万円	
□ 2,400万円超 2,450万円以下		
□ 2,450万円超 2,500万円以下		

※ 「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 配偶者の氏名等

(フリガナ) 配偶者の氏名

この金額を計算シート「配偶者の合計所得金額」欄に入力

配偶者の合計所得金額・年齢に応じた区分(①～④)

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	取入金額	所得金額
(1) 給与所得		(注) 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

(注) 所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合には、これらの控除の控除後の金額を記載してください。

○ 控除額の計算

区分Ⅱ		④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」)									
区分	①	②	③	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超125万円以下	125万円超130万円以下	130万円超133万円以下
A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円

配偶者控除の額

配偶者特別控除の額

配偶者特別控除の額又は「配偶者特別控除の額」欄は「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

○ 特定親族の氏名等 (注) 「特定親族」に該当するかは、裏面の3～1の(1)をご確認ください。

(フリガナ) 特定親族の個人番号

あなたと特定親族の生年月日(11生)

あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所

非居住者である特定親族の生計を一にする事実

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額

特定親族特別控除の額

計算シート①欄の金額と計算シート「配偶者の合計所得金額」欄の関係が、赤枠の表と対応しない場合、エラーメッセージが表示されます。

(例えば、計算シート「配偶者の合計所得金額」に100万円と入力されているが、計算シート①欄に36万円・24万円・12万円以外の金額の入力がある場合、エラーメッセージが表示されます。)

入力に戻る

◆ 所得

○ 要件

あなた自身が特別障害者(注2) (右の★欄のみを記載)

同一生計配偶者(注2)が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)

扶養親族(注2)が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)

扶養親族が年齢23歳未満(平16.12以後生) (右の立欄のみを記載)

(注) 1 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することによって差し支えありません。

2 「特別障害者」、「同一生計配偶者」及び「扶養親族」に該当するかは、裏面の4～1の(4)をご確認ください。

扶養親族等 (フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名

あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所

左記の者の生年月日(11生)

左記の者の左記の者の本年中の合計所得金額の見積額

特別障害者に該当する事実

扶養控除等申告書のとおり

※ 申告書の記載内容に誤りがないか確認の上、年末調整の計算を行ってください。

令和8年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 税務署長	給与の支払者の 名 称 (氏 名)	(フリガナ) あなたの氏名
	給与の支払者の 法 人 番 号	
	給与の支払者の 所 在 地 (住 所)	

記載のしかたはこちら



基・配・
特・所

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	取 入 金 額	所 得 金 額
(1) 給与所得		(注)
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		円

(注) 所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合には、これらの控除の控除後の金額を記載してください。

○ 控除額の計算

区 分	所得の種類	取 入 金 額	所 得 金 額
区 分 I	□ 489万円以下		104万円
	□ 489万円超 655万円以下 (A)		67万円
	□ 655万円超 900万円以下		
	□ 900万円超 950万円以下 (B)		62万円
	□ 950万円超 1,000万円以下 (C)		
	□ 1,000万円超 2,350万円以下		
	□ 2,350万円超 2,400万円以下		48万円
	□ 2,400万円超 2,450万円以下		32万円
	□ 2,450万円超 2,500万円以下		16万円
	基礎控除の額		円

※ 「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 配偶者の氏名等

(フリガナ) 配偶者の氏名	配 偶 者 の 個 人 番 号	配 偶 者 の 生 年 月 日
		明・大・昭・平 年 月 日
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所		非 居 住 者 である配偶者

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	取 入 金 額	所 得 金 額
(1) 給与所得		(注)
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		円

(注) 所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合には、これらの控除の控除後の金額を記載してください。

○ 控除額の計算

区 分	区 分 II			
	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」)
A	48万円	38万円	38万円	36万円
B	32万円	26万円	26万円	24万円
C	16万円	13万円	13万円	11万円

判定

62万円以下かつ年齢70歳以上 □ (昭32.1.1以前生) 《老人控除対象配偶者に該当》	(1)	配偶者控除
62万円以下かつ年齢70歳未満	(2)	配偶者控除
62万円超95万円以下	(3)	配偶者控除
95万円超133万円以下	(4)	配偶者控除

配偶者控除の額 円

この金額(特定親族を複数有する場合は合計した金額)を計算シート⑩欄に入力

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

○ 特定親族の氏名等 (注) 「特定親族」に該当するかは、裏面の3-1の(1)をご確認ください。

特定親族の氏名	特 定 親 族 の 個 人 番 号	あなたとの続柄	特定親族の生年月日 (平16.1.2生～平20.1.1生)	あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者である特定親族 生計を一にする事実	特定親族の本年中の 合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額
1			平成 年 月 日			円	円
2			平成 年 月 日			円	円

○ 控除額の計算

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	62万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

※ 「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

要 件 (注1)	□ あなた自身が特別障害者 ^(注2)	(右の★欄のみを記載)
	□ 同一生計配偶者 ^(注2) が特別障害者	(右の★欄及び★欄を記載)
	□ 扶養親族 ^(注2) が特別障害者	(右の★欄及び★欄を記載)
	□ 扶養親族が年齢23歳未満(平16.1.2以後生)	(右の★欄のみを記載)
(注2)	1 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。	
	2 「特別障害者」、「同一生計配偶者」及び「扶養親族」に該当するかは、裏面の4-1の(4)をご確認ください。	

(フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	左 記 の 書 の 個 人 番 号	左 記 の 書 の 生 年 月 日
		明・大・昭・平・金 年 月 日
	あなたと左記の書の住所又は居所が異なる場合の左記の書の住所又は居所	

★ 特別障害者	特別障害者に該当する事実
	□ 扶養控除等申告書のとおり

※ 申告書の記載内容に誤りがないか確認の上、年末調整の計算を行ってください。

令和8年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 税務署長	給与の支払者の 名 称 (氏 名)	(フリガナ) あなたの氏名
	給与の支払者の 法 人 番 号	
	給与の支払者の 所 在 地 (住 所)	

記載のしかたはこちら



基・配・
特・所

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	取 入 金 額	所 得 金 額
(1) 給与所得		(注) 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		円

(注) 所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合には、これらの控除の控除後の金額を記載してください。

○ 控除額の計算

区 分	所得の種類	取 入 金 額	所 得 金 額
区 分 I	□ 489万円以下		104万円
	□ 489万円超 655万円以下 (A)		67万円
	□ 655万円超 900万円以下		
	□ 900万円超 950万円以下 (B)		62万円
	□ 950万円超 1,000万円以下 (C)		
区 分 II	□ 1,000万円超 2,350万円以下		48万円
	□ 2,350万円超 2,400万円以下		32万円
	□ 2,400万円超 2,450万円以下		
	□ 2,450万円超 2,500万円以下		16万円

※ 「区分I」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 配偶者の氏名等

(フリガナ) 配偶者の氏名	配 偶 者 の 個 人 番 号	配 偶 者 の 生 年 月 日
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	明・大・昭・平 年 月 日
		非居住者である配偶者 生 計 を 一 に す る 事 実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	取 入 金 額	所 得 金 額
(1) 給与所得		(注) 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		円

(注) 所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合には、これらの控除の控除後の金額を記載してください。

○ 控除額の計算

区 分	区 分 II																								
	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」)																					
区 分 I	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円														
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円														
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円														
区 分 II	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得の種類</th> <th>取 入 金 額</th> <th>所 得 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62万円以下かつ年齢70歳以上 《昭32.1.1以前生》</td> <td></td> <td>(1) 配偶者控除</td> </tr> <tr> <td>62万円以下かつ年齢70歳未満</td> <td></td> <td>(2) 配偶者特別控除</td> </tr> <tr> <td>62万円超95万円以下</td> <td></td> <td>(3) 配偶者特別控除</td> </tr> <tr> <td>95万円超133万円以下</td> <td></td> <td>(4) 配偶者特別控除</td> </tr> </tbody> </table>										所得の種類	取 入 金 額	所 得 金 額	62万円以下かつ年齢70歳以上 《昭32.1.1以前生》		(1) 配偶者控除	62万円以下かつ年齢70歳未満		(2) 配偶者特別控除	62万円超95万円以下		(3) 配偶者特別控除	95万円超133万円以下		(4) 配偶者特別控除
所得の種類	取 入 金 額	所 得 金 額																							
62万円以下かつ年齢70歳以上 《昭32.1.1以前生》		(1) 配偶者控除																							
62万円以下かつ年齢70歳未満		(2) 配偶者特別控除																							
62万円超95万円以下		(3) 配偶者特別控除																							
95万円超133万円以下		(4) 配偶者特別控除																							

※ 「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」欄は「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

○ 特定親族の氏名等 (注) 「特定親族」に該当するかは、裏面の3-1の(1)をご確認ください。

(フリガナ) 特定親族の氏名	特 定 親 族 の 個 人 番 号	あなたとの続柄	特定親族の生年月日 (平16.1.2生～平20.1.1生)	あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者である特定親族 生 計 を 一 に す る 事 実	特定親族の本年中の 合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額
1			平成 年 月 日			円	円
2			平成 年 月 日			円	円

○ 控除額の計算

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	62万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超120万円以下	120万円超123万円以下
特定親族の控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円
					11万円	6万円
						3万円

この欄の記載がある場合は、計算シート「所得金額調整控除の適用の有無」欄に「有」と入力(選択)

入力に
戻る

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

要 件	□ あなた自身が特別障害者 ^(注2) (右の★欄のみを記載)	(フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	左 記 の 書 の 個 人 番 号	左 記 の 書 の 生 年 月 日	★ 特別障害者 □ 扶養控除等申告書のとおり
	□ 同一生計配偶者 ^(注2) が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)				
	□ 扶養親族 ^(注2) が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)				
	□ 扶養親族が年齢23歳未満 ^(平16.1.2以後生) (右の★欄のみを記載)				

(注) 1 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。
2 「特別障害者」、「同一生計配偶者」及び「扶養親族」に該当するかは、裏面の4-1の(4)をご確認ください。

※ 申告書の記載内容に誤りがないか確認の上、年末調整の計算を行ってください。

○ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

令和8年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長 税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	
	給与の支払者の 法人番号		
	給与の支払者の 所在地(住所)	あなたの住所 又は居所	

記載のしかたはこちら



保

保険会社等 の名称	保険等 の種類	保険期間 又は支払 期間	保険等 の契約者の氏名	保険金等 の受取人の氏名	新・旧 の区分	あなたが本年中に支払った 保険料等の金額(分配を受けた 剰余金等の控除後の金額) (a)	給与の 支払者の 確認
一般の生命保険料					新・旧	(a)	円
					新・旧	(a)	円
					新・旧	(a)	円
					新・旧	(a)	円
(a)のうち新保険料等の金額の合計額 A		円	Aの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額 ① (最高40,000円)		計(①+③) ④ (最高40,000円)	円	
年齢23歳未満の扶養親族の有無 ※年齢23歳未満の扶養親族を有する場合は、下の金額を記載してください。		円	Aの金額を下の計算式Ⅱ(年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の新保険料等)に当てはめて計算した金額 ② (最高60,000円)		計(②+③) ⑤ (最高60,000円)	円	
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 B		円	Bの金額を下の計算式Ⅲ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額 ③ (最高50,000円)		③と④のいずれか大きい金額 ⑥	円	
(a)の金額の合計額 C		円					
介護医療保険料					(a)	(a)	
個人年金保険料					(a)	(a)	
(a)の金額の合計額 D		円					
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 E		円					
(フリガナ) 年齢23歳未満の扶養親族の氏名		円					
あなたが本年中に支払った掛金の金額		円					
計算式Ⅰ(新保険料等)※		計算式Ⅱ(年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の新保険料等)※		計算式Ⅲ(旧保険料等)※			
A、C又はDの金額	控除額の計算式	Aの金額	控除額の計算式	B又はEの金額	控除額の計算式		
20,000円以下	A、C又はDの金額	30,000円以下	Aの金額	25,000円以下	B又はEの金額		
20,001円から40,000円まで	(A、C又はD)×1/2+10,000円	30,001円から60,000円まで	A×1/2+15,000円	25,001円から50,000円まで	(B又はE)×1/2+12,500円		
40,001円から80,000円まで	(A、C又はD)×1/4+20,000円	60,001円から120,000円まで	A×1/4+30,000円	50,001円から100,000円まで	(B又はE)×1/4+25,000円		
80,001円以上	一律に40,000円	120,001円以上	一律に60,000円	100,001円以上	一律に50,000円		

保険会社等 の名称	保険等 の種類(目的)	保険期間	保険等 の契約者の氏名	あなたが本年中に支払った 保険料等のうち、左欄の区分 に係る金額(分配を受けた剰 余金等の控除後の金額) ①	給与の 支払者の 確認
地震・旧長期損害保険料	地震・旧長期			円	
(a)のうち地震保険料の金額の合計額 ②				円	
(a)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額 ③				円	
(a)の金額の合計額 ④				円	
(a)のうち地震保険料の金額の合計額 ⑤				円	
(a)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額 ⑥				円	
(a)の金額の合計額 ⑦				円	
(a)のうち地震保険料の金額の合計額 ⑧				円	
(a)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額 ⑨				円	
(a)の金額の合計額 ⑩				円	
(a)のうち地震保険料の金額の合計額 ⑪				円	
(a)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額 ⑫				円	
(a)の金額の合計額 ⑬				円	
(a)のうち地震保険料の金額の合計額 ⑭				円	
(a)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額 ⑮				円	
(a)の金額の合計額 ⑯				円	
(a)のうち地震保険料の金額の合計額 ⑰				円	
(a)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額 ⑱				円	
(a)の金額の合計額 ⑲				円	
(a)のうち地震保険料の金額の合計額 ⑳				円	
(a)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額 ㉑				円	
(a)の金額の合計額 ㉒				円	
(a)のうち地震保険料の金額の合計額 ㉓				円	
(a)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額 ㉔				円	
(a)の金額の合計額 ㉕				円	
(a)のうち地震保険料の金額の合計額 ㉖				円	
(a)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額 ㉗				円	
(a)の金額の合計額 ㉘				円	
(a)のうち地震保険料の金額の合計額 ㉙				円	
(a)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額 ㉚				円	
(a)の金額の合計額 ㉛				円	
(a)のうち地震保険料の金額の合計額 ㉜				円	
(a)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額 ㉝				円	
(a)の金額の合計額 ㉞				円	
(a)のうち地震保険料の金額の合計額 ㉟				円	
(a)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額 ㊱				円	
(a)の金額の合計額 ㊲				円	
(a)のうち地震保険料の金額の合計額 ㊳				円	
(a)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額 ㊴				円	
(a)の金額の合計額 ㊵				円	
(a)のうち地震保険料の金額の合計額 ㊶				円	
(a)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額 ㊷				円	
(a)の金額の合計額 ㊸				円	
(a)のうち地震保険料の金額の合計額 ㊹				円	
(a)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額 ㊺				円	
(a)の金額の合計額 ㊻				円	
(a)のうち地震保険料の金額の合計額 ㊼				円	
(a)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額 ㊽				円	
(a)の金額の合計額 ㊾				円	
(a)のうち地震保険料の金額の合計額 ㊿				円	
(a)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額 ㊿				円	
(a)の金額の合計額 ㊿				円	

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

※ 申告書の記載内容に誤りがないか確認の上、年末調整の計算を行ってください。

この申告書及び証明は、年分の年末調整を受ける際に必要です。年末調整を受ける時まで保存し、給与の支払者に提出してください。
なお、この用紙を計算明細書として使用し、確定申告書に添付することもできます。

※ 使用する申告書の様式は、住宅に居住した日によって、上記のものと若干異なる場合があります。

※ 申告書の記載内容に誤りがないか確認の上、年末調整の計算を行ってください。

[illegible]

※ 源泉徴収簿の記載内容に誤りがないか確認の上、年末調整の計算を行ってください。

※ 国税庁ホームページに掲載している各種申告書や参考となる情報を一覧にしています。
必要な情報をクリックしていただくと、国税庁ホームページの該当ページをご確認いただけます。

○ 各種申告書等

1	給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
2	給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書
3	給与所得者の保険料控除申告書
4	給与所得に対する源泉徴収簿
5	各種申告書の記載のしかた（記載例）

○ 参考情報

1	令和8年分 年末調整のしかた
2	年末調整チェック表
3	年末調整Q&A
4	所得税徴収高計算書（納付書）の記載方法
5	令和8年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引